

公の施設の指定管理者の指定の件（時計台）

平成29年（2017年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、  
公の施設の指定管理者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

札幌市時計台

2 公の施設の位置

札幌市中央区北1条西2丁目

3 指定管理者

札幌市中央区南1条西4丁目20番地

エムエムエスマンションマネジメントサービス株式会社

代表取締役社長 堂守 貴志

4 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

(理由)

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、時計台の指定管理者を指定するため、本案を提出する。